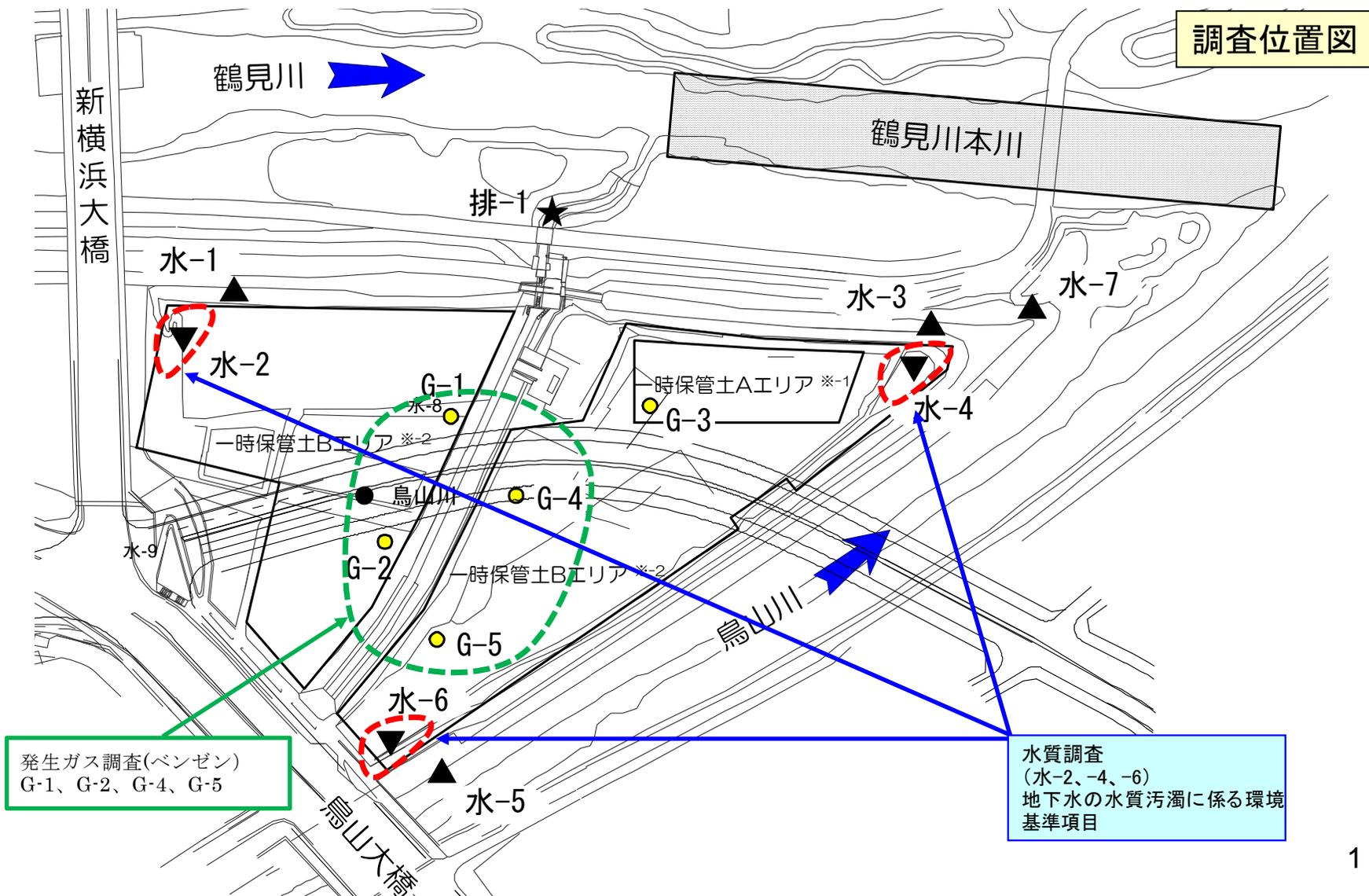

「第1回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会」を受けて安全性が確実であることの調査結果

平成28年8月

京浜河川事務所

安全性が確実であることの調査位置図

第1回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会（平成28年3月29日開催）において「安全性を確実にするために、遮水壁内側である水-2、4、6について、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目を分析すること。」とのご指摘があり、調査を実施しました。



【地下水の水質汚濁に係る環境基準項目】分析結果

- ・「ふっ素及びその化合物」及び「ほう素」について検出されたが、基準値以内。
- ・その他の項目については、不検出。

試料採取日 平成28年7月14日

計量の対象	試料名	水-2	水-4	水-6	報告 下限値	基準値 ¹⁾	計量の方法
	単位						
カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	JIS K0102(2016) 55.4
全シアン	(mg/L)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	0.1	検出されないこと	JIS K0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01	JIS K0102(2016) 54.4
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.05	JIS K0102(2016) 65.2.1
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01	JIS K0102(2016) 61.4
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表1
アルキル水銀	(mg/L)	不検出 (<0.0005)	不検出 (<0.0005)	不検出 (<0.0005)	0.0005	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表2
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	不検出 (<0.0005)	不検出 (<0.0005)	不検出 (<0.0005)	0.0005	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	JIS K0125(1995) 5.2
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	JIS K0125(1995) 5.2
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	平成9年環境庁告示第10号付表2
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004	JIS K0125(1995) 5.2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	JIS K0125(1995) 5.2
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.04	JIS K0125(1995) 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	JIS K0125(1995) 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	JIS K0125(1995) 5.2
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	JIS K0125(1995) 5.2
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	JIS K0125(1995) 5.2
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002	JIS K0125(1995) 5.2
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表5
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	昭和46年環境庁告示第59号付表5
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01	JIS K0125(1995) 5.2
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.01	JIS K0102(2016) 67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<1	<1	<1	1	10	JIS K0102(2016) 43.2.5及び43.1.1
ふっ素	(mg/L)	0.13	0.63	0.61	0.08	0.8	JIS K0102(2016) 34.1
ほう素	(mg/L)	<0.1	0.1	0.1	0.1	1	JIS K0102(2016) 47.4
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05	昭和46年環境庁告示第59号付表7

備考

1) 基準値とは『地下水の水質汚濁に係る環境基準 平成9年 環境庁告示第10号』を示す。

「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

【ガス濃度(ベンゼン)】

・土壌発生ガス(ベンゼン)については、不検出。

土壌汚染対策法の基準に合わせた発生ガス(ベンゼン)分析結果

試料採取日 平成28年4月28日

分析の対象	試料名	G-1	G-2	G-4	G-5	基準値	分析方法
	単位						
ベンゼン	(volppm)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05	平成15年環境省告示第16号(PID法)

「第1回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会」を受けて安全性が確実であることの調査結果を委員長及び各委員に報告し、懸念が見られないことをご確認して頂きました。今後は、委員会で提示したモニタリング調査計画で調査を行っていきます。

【参考:ダイオキシン分析結果】

・土壌汚染対策法に定める地下水基準項目等と合わせて参考値として実施したダイオキシン類については、ろ過水の分析結果に対して基準値以下でした。

・水-6のろ液(水に溶けているダイオキシン類)の分析結果は、これまでの分析結果より高い値となっているため、検証及び参考値として、今後のモニタリング調査時に合わせて水-5、水-6のダイオキシン類、水質分析A(水温、pH、電気伝導度、塩化物イオン、SS)、地下水の調査を実施します。

試料採取日 平成28年7月14日

分析の対象	試料名	水-2		水-4		水-6		基準値	分析方法
	単位	ろ液	SS	ろ液	SS	ろ液	SS		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.058	0.058	0.061	0.058	0.350	0.120	ダイオキシン類に係る環境基準(水質):1以下	JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」準拠
		0.116		0.119		0.470			

※ダイオキシンについては、鶴見川多目的遊水地土壌処理モニタリング委員会より、ろ液の値に対しての環境基準値で評価する。

一時保管土処理後からのダイオキシン類の分析結果 (単位: pg-TEQ/L)

項目		水-6	
		ろ液	SS
一時保管土A 処理後	H26.2.11	0.097	0.078
	H26.8.17	0.079	0.1
	H27.2.10	0.15	0.081
	H27.8.10	0.14	0.12
	H28.2.1	0.094	0.043
	H28.7.14	0.35	0.12

今後のモニタリング調査計画 位置図

